

非農地の現況証明について

平成17年11月1日作成
越前市農業委員会

農地を農地以外のものにする場合には農地転用許可の手続きが必要ですが、特定の事由に該当するものにあつては、以下により「現況証明」の交付を請求することができます。

事前に農業委員会事務局に現況証明が可能かどうか確認が必要です。

1 証明の対象土地（非農地）

登記簿上の地目が農地（田、畑）であっても、農地法施行以前に現況が農地以外のものとなった土地等については、農業委員会が発行する現況証明書を添付すれば地目変更登記を行うことができます。

証明書が交付できるのは、次の場合です。

- (1) 昭和21年11月21日以前に現況が農地以外となったもので、適当と認められるもの。
- (2) 農地法第4条第1項第6号に規定する転用規制の例外に該当するもの。

2 証明申請の手続き

現況証明を希望する場合は、現況証明申請書（様式第14-1号、2部複写）を、農業委員会に提出してください。随時受付を行っています。

農業委員会事務局で予備調査を行ったのち、地元農業委員による現地調査が実施されます。

証明書の発行は、現地調査の結果、適当と認められた場合に限り行われることになります。なお、一筆の土地の一部についての証明（いわゆる仮分割証明）は行なうことができません。

3 証明申請書の作成（申請書には、以下の添付書類が必要です。）

申請書には記載漏れ、記載誤りがないか、十分確認してください。次の書類添付が必要です。

	書類名	必要部数	手配先
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本（全部事項証明書）	1部	法務局
	<input type="checkbox"/> 閉鎖登記簿謄本（*）	1部	法務局
	<input type="checkbox"/> 位置図（住宅地図写し）	1部	
	<input type="checkbox"/> 地籍図	1部	市税務課 又は 法務局
	<input type="checkbox"/> 資産証明書	1部	市民課（固定資産税証明）
	* 昭和21年当時の状況が追跡できるものであること。（平成15年7月9日閉鎖に係るもので追跡できない場合、さらに前の閉鎖登記簿謄本が必要です。）		
※ 申請者の住所が登記簿上の住所と一致しないときは、戸籍の附票、住民票写し等が必要です。			
※ 小作地として農家台帳に登載されている土地の場合、耕作者の同意書が必要になる場合があります。			

なお、用紙右側の「現地調査報告書」中の「現況の詳細」欄には、次の記入例を参考にあらかじめ記入ください。

(記入例)	現況の詳細	申請地は、戦前から申請人の住宅敷地の一部として使用してきており、現在は申請人名義の車庫が建っている。
-------	-------	--

農業委員会事務局で予備調査後は、地元農業委員への書類回付を願います。

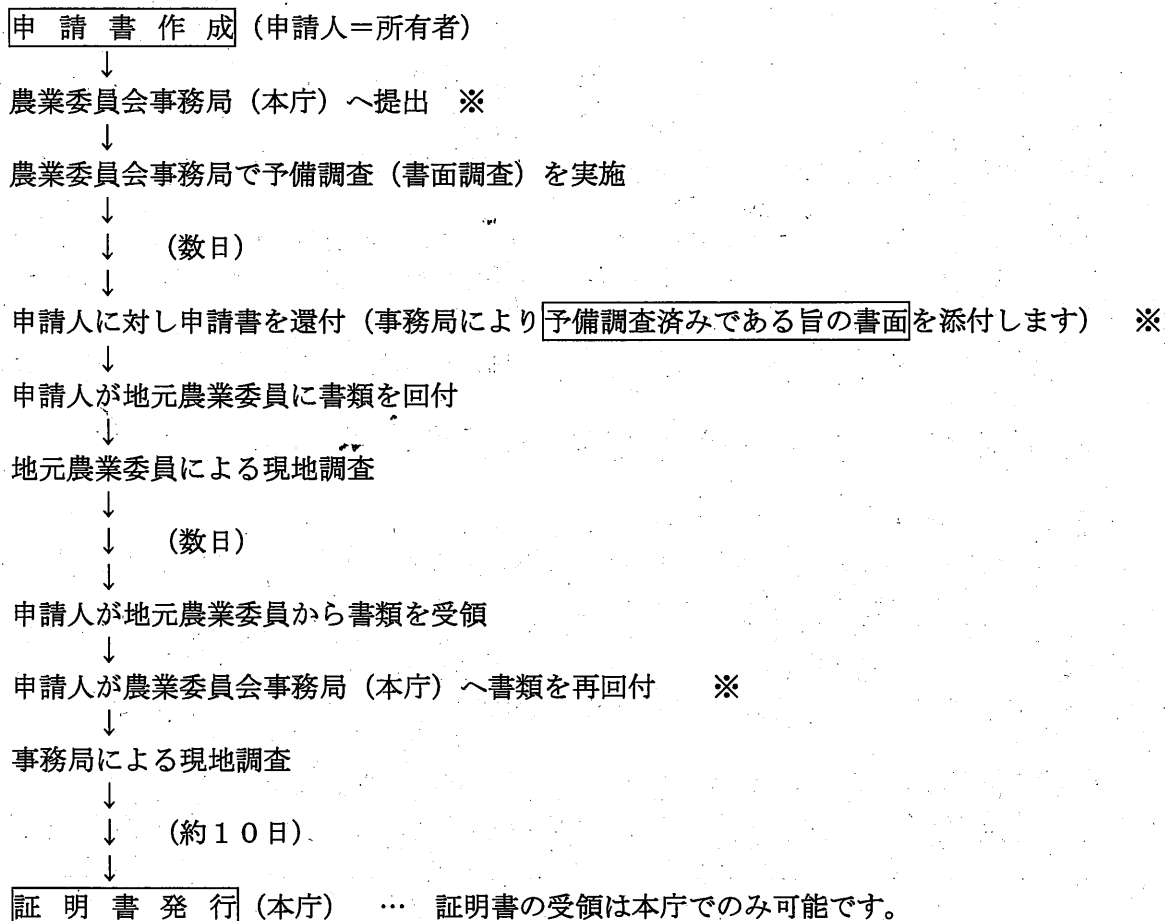
現地調査後、「農業委員氏名」欄に地元農業委員の署名捺印を得たうえで、書類を事務局あて再回付ください。

※ 証明書は、地目変更登記の際使用されるものです。再発行はいたしておりませんので、紛失しないようご注意ください。なお、証明書交付手数料については、1通300円となっております。

お問合せ
越前市農業委員会
福井県越前市府中一丁目13-7
〒915-8530（越前市役所農政課内）
Tel (0778)22-3009 直通

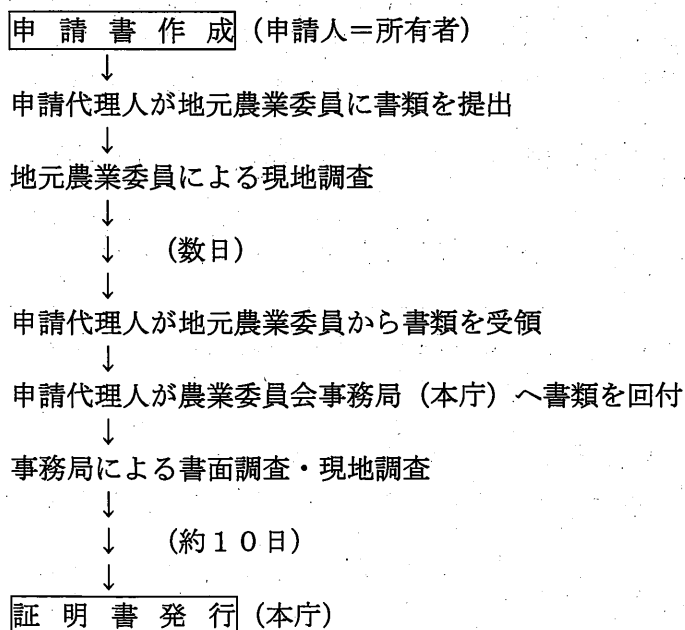
(参考)

1 現況証明の事務処理の流れ (本人による申請の場合)



ご注意 ※印については、総合支所にて取り扱いが可能です。この場合、本庁との事務連絡のための期間が必要となり、上記の期間に追加されます。

2 現況証明の事務処理の流れ (行政書士による申請の場合 特例)



ご注意 土地の経緯について不明点がある場合は、「1」の方法により、予め事務局での予備調査 (書面調査) を受けるようお願いします。

現況証明申請書

年 月 日

~~越前市~~ 越前市 農業委員会 会長 殿

申請人 住所

氏名

TEL

下記土地について証明願います。

記

土地の所在	地番	地目		面積	証明を必要とする理由
		公簿	現況		
				m ²	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

~~越前市~~ 越前市 農業委員会 会長

(注) 「現況」欄は「非農地」または「農地」と記入する。

現地調査報告書

農業委員会事務局職員	職	氏名	印
農業委員氏名	<input type="checkbox"/>		
調査日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
現況の詳細			
基準の該当事項 (○で囲む。)	(1)	(2)	(3) (4)
参考事項			
判定(○で囲む。)	農地でない		農地である